

見 意 集 募



第6次鴻巣市総合振興計画

「基本構想（素案）」におけるパブリックコメントを募集

総合振興計画とは、よりよい地域づくりのためのさまざまな施策をバランス良く効率的に進めていくための基本的な指針となるもので、市が進むべき方向を明確に示すとともに、行うべき政策及び施策を体系化した市の最上位計画です。

現行計画は、平成28年度末に計画期間が満了となることから、平成29年度を始期とした、長期的な視点から新たな時代に対応できるまちづくりの指針となる「第6次鴻巣市総合振興計画（平成29年度～38年度）」の策定を進めています。

この第6次鴻巣市総合振興計画の根幹となる「基本構想」を策定するにあたり、「市民の皆さんが求める市の目指すべき将来展望」を広く募集するため、素案を示し、「パブリックコメント（意見公募）」を行います。

募集期間／5月18日(水)～6月17日(金)
対象／次のいずれかに該当する方
 ○市内在住・在勤・在学の方
 ○市内に事務所・事業所を有する個人・法人・その他の団体
閲覧場所／総合政策課・両支所
提出方法／閲覧場所に備えの

意見書（市ホームページにもあります）に意見を記入し、住所・氏名・電話番号を記入のうえ、持参・郵送・FAX・メールで総合政策課（〒365-8601中央1-1-1 FAX 543-5480・メール sogoseisaku@city.kounosu.saitama.jp）

意見の要旨を市ホームページ等でお知らせします
 その他／個人情報については、本件以外の目的では使用しません
問い合わせ／総合政策課（内線2237）



定住促進事業 三世帯住宅取得を支援

世代間の子育てや介護などの支え合いが可能な住環境の形成を目指し、親世帯と子育て中の子世帯が同居又は近居のため、住宅を取得する際の費用を一部補助します。

対象／次のすべてに該当する方
 ○親世帯、子世帯の両方又は一方が市外から鴻巣市へ転入する方
 ○親世帯、子世帯の両方又は一方の住民登録が市外に1年以上ある方
 ○義務教育修了前の子ども（出産予定含む）を扶養している方
 ○三世帯同居又は近居（市内）のため、住宅を取得（新築・購入）又は増築する方

補助金額／新築・購入⇨30万円（北新宿第二土地区画整理地内・広田中央特定土地区画整理地内⇨50万円）、増築⇨10万円
申込み・問い合わせ／6月1日（水）以降の平日8時30分～17時15分に総合政策課に備えの申請書（市ホームページにもあります）に必要事項を記入のうえ、同課へ持参（内線2237）

平成28年熊本地震 災害義援金を募集

平成28年熊本地震災害の被害により被災された方の支援のため、義援金を下記のとおり受け付けています。お寄せいただいた義援金は、日本赤十字社で取りまとめ、被災地県に設置された災害義援金配分委員会を通じて、被災者にお届けしています。

皆様のご協力をお願いします。
受付期限／6月30日（木）
受付場所／市役所新館1階ロビー、両支所、各公民館、各コミュニティセンター、市民活動センターに義援金箱を設置
問い合わせ／福祉課社会福祉担当（内線2613）

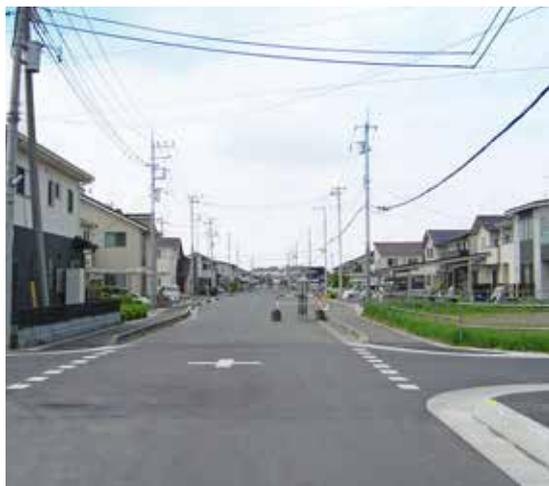


北新宿第二土地区画整理事業地内の 保留地を公売

土地区画整理事業による保留地を公売します。保留地情報は市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。
問い合わせ／市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所（☎548・8291）

■不動産業者向け公売

公売画地数／2画地
画地面積／①328.40㎡ ②623.91㎡
売却方法（予定）／一般競争入札
参加受付期間／5月30日（月）～6月9日（木）の8時30分～17時15分 ※日曜日は除く
入札実施日／6月17日（金）10時
入札場所／市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所



■個人向け公売

公売画地数／7画地
画地面積／150.00㎡～346.84㎡
売却価格／8,760,000円～14,393,860円
売却方法（予定）／抽選
参加資格／次のいずれかに該当する方は抽選に参加できません ○未成年者 ○成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない方 ○抽選に参加しようとする者を妨げた方 ○抽選の公正な執行を妨げた方
申込受付期間／5月30日（月）～6月3日（金）の8時30分～17時15分
抽選日時／6月5日（日）10時
抽選場所／市街地整備課北新宿第二土地区画整理事務所
その他／5月14日（土）～5月27日（金）の9時～16時に現地案内を実施します。ご希望の方は、事前にご連絡ください



平成28年度

皆さんの市民活動を応援します 市民活動支援基金助成事業

市民活動支援基金は、市内を中心に活動する社会貢献活動団体に対し、その活動資金を支援するために創設されました。市民や事業者の皆さんからの寄附金を積み立て、これを財源に助成を行っています。

3月5日、交付申請団体による公開プレゼンテーションが行われ、市民活動推進協議会の審査を経て、13団体への助成が決定されました。

「もっと活動の幅を広げたいが資金が足りない」「新規事業を企画したが予算不足で実行できない」等の団体の方々にその事業を実現させるために応援しています。交付団体等の詳細は市ホームページをご覧ください。

問い合わせ／自治文化課市民活動推進担当（内線2482）

ヘルプカードを作成

ヘルプカードとは、支援を必要とする障がいや難病のある方が普段から携帯し、緊急時や災害時において必要な支援や配慮を周囲に伝えるためのカードです。

障がいのある方の中には、自分から「困っている」とうまく伝えることができない方がいます。そのような時は「どうしましたか」と声をかけ、相手に伝わっているか確かめながらゆっくり話してください。ヘルプカードは「ちょっと手助けが必要な方」と「ちょっと手助けしたい方」を結ぶカードです。障がいのある方等からヘルプカードの提示がありましたら記載内容に沿った支援をお願いします。

なお、ヘルプカードが必要な方は、下記窓口で配布していますので、ぜひご利用ください。

配布場所／福祉課・危機管理課・両支所・福祉センター
問い合わせ／福祉課自立支援担当（内線2619）

